

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	京都建築専門学校
設置者名	学校法人京都建築学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数	省令で定める基準単位数	配置困難
工業専門課程	建築科	夜・通信	12	7	
		夜・通信			
工業専門課程	建築科二部	④・通信	8	4	
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

https://kyotokenchiku.ac.jp/kac/info/

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	京都建築専門学校
設置者名	学校法人京都建築学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

<https://kyotokenchiku.ac.jp/kac/info/>

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	京都府建築工業協同組 合理事長・工務店代表	2025.6.25 ～ 2027.6.24	組織運営体制への チェック機能
非常勤	京都府建築工業協同組 合副理事長・工務店代表	2025.6.25 ～ 2027.6.24	組織運営体制への チェック機能
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	京都建築専門学校
設置者名	学校法人京都建築学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) 毎年末(12月)に次年度カリキュラムが決定し、それに基づき各担当教員がフォーマットに入力、作成する。 3月初旬ごろに完成し、4月初旬に公表する。 公表方法は印刷した冊子のオリエンテーション内での配布ならびに学校ホームページへの掲載。	
授業計画書の公表方法	https://kyotokenchiku.ac.jp/kac/info/
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	
(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) 授業科目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、各科目授業内での小テストの成績、また卒業制作等の実習・演習の成果、履修状況等を総合的に勘案して点数化し、学内であらかじめ定めた成績基準により100～80を優、79～65を良、64～55を可、54～0を不可と成績評価を行う。成績評価の可以上の者に対し単位授与する。ただし、原則として出席時数が授業時数の3分の2に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。	

3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。 (客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) 履修科目の成績評価を点数化し、全科目の合計点の平均を算出。下位 1/4に該当する人数及び数値を算出する。	
客観的な指標の算出方法の公表方法	https://kyotokenchiku.ac.jp/kac/info/
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。 (卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) 成績及び出席を鑑み教職員会議にて単位を認定。 卒業の認定については全必須科目の単位取得（建築科／建築科二部）が必要。 加えて建築科ではゼミの3単位以上の取得が必要。	
卒業の認定に関する方針の公表方法	https://kyotokenchiku.ac.jp/kac/info/

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	京都建築専門学校
設置者名	学校法人京都建築学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://kyotokenchiku.ac.jp/kac/info/
収支計算書又は損益計算書	https://kyotokenchiku.ac.jp/kac/info/
財産目録	https://kyotokenchiku.ac.jp/kac/info/
事業報告書	https://kyotokenchiku.ac.jp/kac/info/
監事による監査報告（書）	https://kyotokenchiku.ac.jp/kac/info/

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
工業		工業専門課程	建築科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2 年	昼	118	62	55	1		
学生総定員数		学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
80 人		54 人	3 人	4 人	19 人	23 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 建築士資格を取得できる知識を修得するための講義、また設計製図等の演習を行う、また、建築技術者として即戦力となれるよう実習や見学も行う。
成績評価の基準・方法
（概要） 学年末において、各学期末に行う試験、各科目授業内での小テストの成績、また卒業制作等の実習・演習の成果、履修状況等を総合的に勘案して点数化し、学内であらかじめ定めた成績基準により100～80を優、79～65を良、64～55を可、54～0を不可と成績評価を行う。成績評価の可以上の者に対し単位授与する。ただし、原則として出席時数が授業時数の3分の2に達しない者はその科目について評価を受けることができない。
卒業・進級の認定基準
（概要） 成績及び出席を鑑み教職員会議にて単位を認定。 卒業の認定については全必須科目の単位取得に加えてゼミの3単位以上の取得が必要。

学修支援等
(概要) 成績不振者に対して各学期末に補講・補習授業等を行う。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
14 人 (100%)	0 人 (%)	14 人 (100%)	0 人 (%)
(主な就職、業界等) 建築業界（設計事務所、建設会社、工務店 等）			
(就職指導内容) 就職ガイダンスによる業種の紹介。個人面談による就職指導。			
(主な学修成果（資格・検定等）) 2 級建築施工管理技術検定学科試験、C A D 検定			
(備考)（任意記載事項） 卒業と同時に建築士（一級、二級、木造）受験資格			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
48 人	6 人	12.5%
(中途退学の主な理由) 病気、進路変更（就職）、帰国		
(中退防止・中退者支援のための取組) 個人的なカウンセリング。成績不振にならないよう補講やゼミの開講。		

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
工業		工業専門課程	建築科二部	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2 年	夜	88	50	38			
学生総定員数		学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
80 人		27 人	0 人	4 人	8 人	12 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）	
（概要） 建築士資格を取得できる知識を修得するための講義、また設計製図等の演習を行う、また、建築技術者として即戦力となれるよう実習や見学も行う。	
成績評価の基準・方法	
（概要） 学年末において、各学期末に行う試験、各科目授業内での小テストの成績、また卒業制作等の実習・演習の成果、履修状況等を総合的に勘案して点数化し、学内であらかじめ定めた成績基準により 100～80 を優、79～65 を良、64～55 を可、54～0 を不可と成績評価を行う。成績評価の可以上の者に対し単位授与する。ただし、出席時数が授業時数の3分の2に達しない者はその科目について評価を受けることができない。	
卒業・進級の認定基準	
（概要） 成績及び出席を鑑み教職員会議にて単位を認定。 卒業の認定については全必須科目の単位取得が必要。	
学修支援等	
（概要） 成績不振者に対して各学期末に補講・補習授業等を行う。	

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
17 人 (100%)	0 人 (%)	17 人 (100%)	0 人 (%)
（主な就職、業界等） 建築業界（設計事務所、建設会社、工務店 等）			
（就職指導内容） 就職ガイダンスによる業種の紹介。個人面談による就職指導。			
（主な学修成果（資格・検定等）） 2 級建築施工管理技術検定学科試験、C A D 検定			
（備考）（任意記載事項） 卒業と同時に建築士（一級、二級、木造）受験資格			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
35 人	2 人	5.7%
（中途退学の主な理由） 進路変更、家庭事情		

(中退防止・中退者支援のための取組)
個人的なカウンセリング。成績不振にならないよう補講やゼミの開講。

②学校単位の情報

a)「学生納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考(任意記載事項)
建築科	150,000 円	900,000 円	230,000 円	その他の内訳 設備費 180,000 円 教材費 50,000 円
建築科二部	100,000 円	440,000 円	170,000 円	その他の内訳 設備費 120,000 円 教材費 50,000 円
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援(任意記載事項)				

b) 学校評価

自己点検評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://kyotokenchiku.ac.jp/kac/info/		
第三者評価の基本方針(実施方法・体制) 業界団体である京都府建築工業協同組合の役員および業界企業の方、また、業界で活躍する卒業生に参加していただき、業界の現状や学校での自己評価結果も踏まえ、学校の現状、教育課程、進路の指導等に提案・要望・指摘をいただく。評価結果により校長が改善する。		
第三者評価の委員		
所属	任期	種別
元京都府建築工業協同組合	2025.4.1～2027.3.31	業界団体
株式会社 福井	2025.4.1～2027.3.31	業界団体
株式会社カノ工務店	2025.4.1～2027.3.31	業界団体
有限会社片山工務店	2025.4.1～2027.3.31	業界団体
上代工務店	2025.4.1～2027.3.31	卒業生
第三者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://kyotokenchiku.ac.jp/kac/info/		

(備考)
第三者評価は未実施、令和 9 年 5 月頃に第三者評価を実施予定

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)
https://kyotokenchiku.ac.jp/

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	H126310000078
学校名 (〇〇大学 等)	京都建築専門学校
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	学校法人京都建築学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生（内数） ※家計急変による者を除く。		19人（－）人	15人（－）人	20人（－）人
内 訳	第Ⅰ区分	－人	－人	
	(うち多子世帯)	(－人)	(－人)	
	第Ⅱ区分	－人	0人	
	(うち多子世帯)	(－人)	(0人)	
	第Ⅲ区分	－人	－人	
	(うち多子世帯)	(0人)	(0人)	
	第Ⅳ区分（理工農）	－人	－人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	－人	－人	
	区分外（多子世帯）	－人	－人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（0）人
合計（年間）				20人（－）人
(備考)				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人	— 人	— 人
修得単位数が「廃止」の基準に該当	人	— 人	0人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	人	0人	— 人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	人	0人	0人
計	人	— 人	— 人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	人	前半期	0人	後半期	0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	人	— 人	0人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当	人	0人	0人
GPA等が下位4分の1	人	— 人	0人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	人	— 人	— 人
計	人	— 人	— 人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。